

## 藤沢市利用定員の設定における運用基準について

### 1 主旨

このことについては、子ども・子育て支援新制度において定められた利用定員の取扱いについて、本市における運用基準を定めるものです。

### 2 経過

平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」において、従来の「認可定員」の他、「利用定員」の取扱いについて、次のとおり定められたところです。

#### (1) 認可定員

教育・保育施設の設置にあたり認可もしくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員

#### (2) 利用定員

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの

以後、本市としては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員については、認可定員と同数を基本とする」こととし、運用を行ってきました。

しかしながら、新たに開所する認可保育所において、開所後1～2年間は4・5歳児の定員について充足されない実態が多く、結果的に入所児童数と公定価格給付における定員区分に乖離が生じていました。

つきましては、「子ども・子育て支援新制度」の主旨の一つである保育等の質の向上や教育・保育施設の安定経営及び公定価格給付のより適正な執行に資するため、「利用定員」の設定について「運用基準」を定めるものです。

### 3 県の見解

「運用基準」を検討するにあたり、法第32条第3項の規定により、利用定員設定時に協議を要する県へ確認した見解については次のとおりです。

(1) 「入所人数から、同年度においては、当該利用定員を上回らない見込みである」かつ、「翌年度以降においても同様に入所実績にあわせ利用定員を設定する」ことを市及び保育所等運営事業者が認識したうえで協議を求められれば、認可定員を下回る利用定員の設定を認めていく方針。

(2) 利用定員設定の協議については年度途中でも可能であり、万一利用定員

を低く設定した後に入所人数が上回るようであれば（極力そのような状況を避けるため、現状の入所人数に「+α」した人数で利用定員を設定する旨の指導あり）、速やかに利用定員を増やす手続きを執り行っていただきたい。

#### 4 藤沢市利用定員の設定における運用基準（案）

県の見解を踏まえ定めた運用基準（案）については「別紙1」のとおりです。

【例】 A認可保育園（認可定員90名、2次審査後の入所児童56名）

$$90名 - 56名 = 34名$$

→乖離が20名以上のため、認可定員を下回る利用定員設定の対象施設とする。

$$56名 + 10名(+\alpha) = 66名$$

→切り上げて「70名」を利用定員とする。

#### 5 今後の予定

同	4月	認可保育所運営事業者へ周知
同	4月中	対象事業者から市へ「認可定員を下回る利用定員の設定」について申請 県との協議
同	7月 ないし8月	県からの回答に基づき「利用定員」を設定

以 上  
事務担当 子育て企画課・保育課